

# 船橋市立医療センター新病院開院支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領（修正版）

## 1. 業務の目的

本業務は、船橋市立医療センターの移転建て替えにあたり、医療機器・什器備品（以下、「医療機器等」という。）の整備、物流搬送の検討支援、情報システムの構築、新病院の運営検討支援、業務委託化の検討支援、移転業務の検討支援等について、高度な専門知識を有し、課題分析や先進事例紹介等の対応が可能な医療コンサルタントに新病院開院支援業務を委託することにより、効率的かつ確実な開院準備を進め、スムーズな開院とその後の早期安定稼働を図ることを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

船橋市立医療センター新病院開院支援業務委託

### (2) 業務場所

船橋市立医療センター

### (3) 業務内容

別紙1「船橋市立医療センター新病院開院支援業務委託 仕様書(案)（以下、「仕様書(案)」という。）」による

### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

## 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では業務の目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、高度な専門知識や経験を有し、課題分析や先進事例紹介等の対応が可能な事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

## 4. プロポーザル方式の方法及び理由

新病院開院支援業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

## 5. プロポーザルに係るスケジュール

1) プロポーザル実施の公表	令和5年2月7日（火）
2) 質問書の提出期限	令和5年2月8日（水）～ 令和5年2月16日（木）17時まで

3) 質問書に対する回答	令和 5 年 2 月 21 日 (火)
4) 参加申込書の提出期限	令和 5 年 2 月 22 日 (水) ~ 令和 5 年 3 月 1 日 (水) 17 時まで
5) 参加資格確認結果通知	令和 5 年 3 月 3 日 (金)
6) 提案書等の提出期限	令和 5 年 3 月 6 日 (月) ~ 令和 5 年 3 月 17 日 (金) 17 時まで
7) プレゼンテーション	令和 5 年 3 月 29 日 (水)
8) 審査結果通知	令和 5 年 3 月 31 日 (金)

※上記日程は、事務上の都合により変更することがある。

## 6. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独企業であること。

- ① 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けた者である場合、取引停止処分を受けてから 2 年以上経過している者、又は参加申込書提出時以前の 6 か月以内に不渡りの手形、小切手を出していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者である場合、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者であること。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者である場合、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者であること。
- ⑦ 医療機器製造業及び医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。

(2) 平成 25 年 2 月 7 日以降に契約履行が完了した、病床数 250 床以上の、国、独立行政法人、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下「病院」という。）又は公的病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の新築又は改築（部分的な改築の場合は診療棟を含む病棟に限る）に係る同種業務を元請として受託した実績を有すること。なお、同種業務とは、「医療機器等整備計画策定支援」、「物流搬送計画策定支援」、「情報システム検討支援」、「運営計画策定支援」、

「業務委託計画策定支援」、「移転計画策定支援」の各業務内容を含んだ開院支援業務をいう。(全ての業務内容を一括して受注した場合の他、複数の病院の受注実績で各業務内容を満たしている場合も含む。)

(3) 配置する統括責任者(※1)及び主任担当者(※2)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 統括責任者

- 6. (2)の条件に合致する同種業務に関して、統括責任者として契約履行が完了した1件以上の実務経験を有すること。
- 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有すること。
- 主任担当者を兼任しないこと。
- 参加申込書提出時点において、参加申込書の提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上とする)を有するものであること。

② 主任担当者

- 6. (2)の条件に合致する同種業務の各業務内容に関して、統括責任者または主任担当者として契約履行が完了した1件以上の実務経験を有すること。
- 複数業務の主任担当者を兼ねることは妨げない。ただし、医療機器等整備計画策定支援、情報システム検討支援、運営計画策定支援の主任担当者は別でなければならない。
- 参加申込書提出時点において、参加申込書の提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上とする)を有するものであること。

※1 「統括責任者」とは、業務の管理及び統括等を行う者をいう。

※2 「主任担当者」とは、統括責任者の下で各業務内容における担当者を総括する役割を担う者をいう。

## 7. 提案限度額

¥200,100,000円(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※ 提案限度額のうち、各会計年度における限度額は、下表のとおりとする。

会計年度	限度額(円)
令和5年度	50,000,000
令和6年度	150,100,000
令和7年度	※令和6年度～9年度の内訳については、受託候補者の特定後、協議により定める。
令和8年度	

令和 9 年度	
合 計	200,100,000

※ 本プロポーザルに係る業務については、当該業務に関する令和 5 年度予算が成立しない場合は実施しない。このことに伴い参加申込者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっても、船橋市病院局はその損害を一切負担しない。

## 8. 参加申込方法

### (1) 提出書類・部数

① 参加申込書（様式 1） 1 部

② 業務実績調書（様式 2） 1 部

※ 6. (2)に記載の履行実績について記載すること。また、履行実績が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付すること。

※ 記載できる業務実績は、原則、3件までとするが、6. (2)に記載の履行実績を証明する上でやむを得ない場合に限り、4件以上記載できるものとする。

③ 業務実施体制表（様式 3） 1 部

④ 配置予定者の経歴等（様式 4-1、4-2） 1 部

※ 記載できる統括責任者及び主任担当者の実績は、それぞれ2件までとする。また、履行実績が確認できる資料（契約書・仕様書・業務実施体制表等の写し）を添付すること。

### (2) 提出方法

持参（郵送等、他の方法による提出は認めない。）

※ 持参予定日の前日までに、新病院建設室に電話で連絡を行うこと。

### (3) 提出場所

船橋市病院局新病院建設室（船橋市立医療センターC館3階 総務課内）

### (4) 提出時間

9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝・休日を除く。）

### (5) 提出期限

令和 5 年 3 月 1 日（水）17 時まで

### (6) 参加資格の確認結果について

参加資格の確認結果については、令和 5 年 3 月 3 日（金）に書面にて通知する。

## 9. 質問及び回答

### (1) 質問方法

質問書（様式 5）に記入のうえ、船橋市病院局新病院建設室宛てに電子メールで送付すること。

- 送信件名は、「新病院開院支援プロポーザル質疑」とすること。
- 送信した際は、新病院建設室に電話し、電子メールの到着の確認をすること。
- 評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加者数、参加者名、選定委員等）についての質問は受け付けない。

## (2) 質問期間

令和 5 年 2 月 8 日（水）から令和 5 年 2 月 16 日（木）17 時まで

## (3) 回答

質問及び回答内容は、船橋市立医療センターホームページに掲載する。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

## 10. 提案テーマについて

### (1) テーマ 1『業務実施スケジュール及び内容説明』（様式 7-1）

新病院開院支援業務全体のスケジュール及び業務実施体制を示したうえで、提案者のかかり方や当該業務を行うメリット、他の事業者（設計会社、施工会社）等との連携方法について提案すること。

### (2) テーマ 2『新病院開院支援業務の各業務に対する提案』

①から③の業務について、開院までの各段階（実施設計段階、建築初期、建築後期）における具体的な支援内容、部門横断的な課題の解決方法について提案すること。

- ① 医療機器等整備計画策定支援（特に高額・大型医療機器について）（様式 7-2）
- ② 情報システム検討支援（様式 7-3）
- ③ 運営計画策定支援（様式 7-4）

### (3) テーマ 3『新病院が機能的・経済的に病院運営するための課題と解決策』（様式 7-5）

昨今の物価高上昇に伴う建築費の増額が免れない中、新病院が開院後、機能的・経済的に病院運営するために提案者が考える課題とその解決策等について提案すること。

### (4) テーマ 4『新病院開院支援業務に関する自由提案』（様式 7-6）

当院の建て替えにあたり、提案者の実績やノウハウ等を活かした有効で実現性のある支援内容等があれば自由に提案すること。

## 11. 提出書の作成及び提出方法等

### (1) 提案書の作成要領

提案書の構成及び提出部数は、以下のとおりとする。また、PDF データを作成し、CD-R または DVD-R にて 1 部提出すること。

- ① 提案書鑑文（様式 6 A4 サイズ横書き） 1 部
- ② 提案書（様式 7-1～6 A3 サイズ横書き） 12 部
- ③ 見積書（任意様式） 1 部

## (2) 提案書作成及び記載上の留意事項

評価テーマに対する提案内容を指定の様式（評価テーマの全 6 項目について様式 7-1 から 7-6 まで各 1 枚ずつ、計 6 枚）に具体的に記載すること。なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 提案は、考え方を文書で簡潔に記述することとし、文書を補完するための図・イラストを用いてもよいものとする。
- 文字サイズは原則 10.5 ポイント以上とする。図表中の文字の大きさはこの限りではないが、提出された資料において読み取れない場合は評価の対象とならない場合があるので注意すること。
- 提案書には、会社名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表現を記載しないこと。

## (3) 見積書作成にあたっての留意事項

別紙 1「仕様書（案）」に定める業務内容についての見積書を提出すること。なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 見積書には、商号又は名称、代表者職氏名の記名及び代表者印を押印すること。
- 見積書は仕様書（案）に示す業務内容ごとに、人工数、内訳金額及び年割額等が分かるようにすること。
- 追加提案した業務については、別途、見積書を提出すること（追加提案分は評価の対象金額としないが、合計金額が提案限度額を超えないこと）。

## (4) 提出方法

持参（郵送等、他の方法による提出は認めない。）

※ 持参予定日の前日までに、新病院建設室に電話で連絡を行うこと。

## (5) 提出場所

船橋市病院局新病院建設室（船橋市立医療センターC 館 3 階 総務課内）

## (6) 提出時間

9 時から 17 時まで（土曜日、日曜日及び祝・休日を除く）

## (7) 提出期限

令和 5 年 3 月 17 日（金）17 時まで

## (8) その他

提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正・差し替えは認めない。

## 12. 審査

### (1) 選定委員会

受託候補者の選定に係る審査は、船橋市立医療センター新病院開院支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

### (2) 審査方法

選定委員会は、参加者が提出した提案内容に関するプレゼンテーションを受け、その後、提案内容及びプレゼンテーションの内容に関するヒアリングを実施する。

選定委員会は、提案内容、プレゼンテーション及びヒアリングに対して、選定委員会が別に定める別紙 2「船橋市立医療センター開院支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づく審査を行い、最終的に 1 位となった事業者を受託候補者、2 位となった事業者を次点者として選定する。

### (3) プレゼンテーション・ヒアリング

#### ① 実施場所

船橋市立医療センター

#### ② 実施日

令和5年3月29日（水）

#### ③ 出席者

5名以内とする。配置予定の統括責任者及び主任担当者（医療機器等整備計画策定支援、情報システム検討支援、運営計画策定支援）は原則出席すること。

#### ④ 説明者

配置予定の統括責任者または主任担当者が行うこと。なお、10.(2)に関する提案テーマについては、原則、当該業務の主任担当者が説明すること。

#### ⑤ 説明資料等

説明は、提出した提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

#### ⑥ その他

ヒアリングの詳細については、参加資格確認結果と併せて通知する。

## 13. 審査結果の通知・公表

### (1) 結果の通知

参加辞退書を提出した者を除き、特定・非特定に関わらず書面にて通知する。

### (2) 結果の公表

船橋市立医療センターホームページに公表する。なお、公表する項目は、最終順位と順位点、評価項目ごとの採点結果、参加事業者名とする。ただし、受託候補者及び次点者以外の参加事業者と採点結果は対応させない（参加業者が 3 者の場合にあつては、参加業者

名は公表しない)。

## 14. 失格事由

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤ 審査の公平さを害する行為があったと船橋市病院局が認める場合
- ⑥ 申し込みから契約締結までの間に、6. (1)～(3)に示す参加資格要件を満たさなくなった場合

## 15. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、速やかに参加辞退書（様式 8）を 1 部、持参にて提出すること。

## 16. 資料の提供

本プロポーザルに関する資料を以下の方法により提供する。

### (1) 船橋市ホームページに掲載

- ① 新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会報告書
- ② 船橋市立医療センター建替基本構想
- ③ 船橋市立医療センター建替基本計画

### (2) 参加資格要件確認結果通知書にて、参加資格を有すると認められた事業者に貸与

- ① 船橋市立医療センター新病院計画概要（令和 5 年 1 月時点）  
※ 詳細は参加資格要件確認結果通知書送付時に通知する。

## 17. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る参加者に生ずる費用については、すべて参加者の負担とする。
- ② 受託候補者の特定後、船橋市病院局との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により受託候補者との契約交渉を行う。辞退その他の理由により特定された受託候補者との間に業務委託契約を締結できない場合は、次点者を協議及び契約交渉の相手方とする。なお、仕様書の協議にあたっては、提案内容が全て仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③ 随意契約による見積合わせ後の船橋市病院局との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。



- ④ 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を選定しないことがある。
- ⑤ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定により、第三者に開示することがある。
- ⑥ 参加申込者は、複数の申し込みを行うことができない。
- ⑦ 参加申込者及び提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- ⑧ 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 18. プロポーザルに関する連絡先

〒273-8588 千葉県船橋市金杉1丁目21番1号（船橋市立医療センター）  
船橋市病院局新病院建設室  
電話番号 047-438-3321（代表）  
電子メール iryo-kensetsu@city.funabashi.lg.jp

### 附則

（施行日）

この要領は、令和5年2月7日から施行する。

（失効日）

この要領は、本業務委託契約締結の日をもって、その効力を失う。